

7月6日

議会運営検討協議会

1 検討課題の協議

(1) 予特委員会の常設化等の検討

【協議結果】

運用面の改善に関する検討事項について前回から引き続き協議を行い、次のとおり確認した。

① 当初予算案の公表時期の早期化及び予算議会の開会時期の早期化については、再度事務局から市長側の意向を確認したところ、予算案の公表時期を大幅に早めることは現状では困難であるが、課題を整理し会期日程の調整の中で対応していきたいとの回答があり、協議の結果、できるだけ早期の予算案の公表及びできるだけ早期に予算議会の開会に努めるよう市長側に要請することを確認した。

② 代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数を、現行の1日から数日程度あける会期の見直しについては、決算審査と同様に3日間とすることを確認した。

以上をもって本件に関する検討がすべて終了したため、次回の協議会で報告書の確認を行うこととした。

【主な意見】

○織田委員 関係局との意見交換では、当初予算案の公表時期について会期日程の中で調整したいとの回答があったとのことであるが、具体的な対応はどのようなものか。例えば、1週間程度早めるといったことを担保できるのか。

○石塚議事課長 現状では告示日に当初予算案を他の議案とあわせて公表しており、意見交換の中で、他の議案と分離し早期に公表できないか確認をしたが、可能との回答は得られなかった。

○月本委員 横浜市会では、代表質問で当初予算議案と他の議案を分離して取り扱っている。予算議案と他の議案を分離して取り扱うことにより、予算議案を審議する日数を確保できると考える。

○石塚議事課長 横浜市では2月1日に予算議会を開会し、各党派単位による予算研究会を設け、2月15日の本会議で市長からの提案説明が行われ、その後は本市とほぼ同様な

会期日程になっていると思われる。

○井口委員 本年度、「予算議会を前に」のテレビ番組に参加したが、この収録に際して、事前に財政局からレクチャーを受けたが、この時点では予算書は配布されておらず、予算の内容を把握することに大変苦労したことがあり、このときも予算書の議会への提出が遅いのではないかと感じた。

○松原委員 番組収録はテレビ局の都合もあるので、今回の議論とは直接的に関係がないと思われる。収録は各党派が予算案についてどのような見解を持ち、議論するかである。

○井口委員 論点がずれてしまい申し訳ない。つまり、予算の概要は公表されても、予算書が議会に提出されないことが問題であることを指摘したい。

本件検討課題は、予算案を早く議会に提出し、早く検討することができるようにすることが議論の趣旨であるので、財政局からの回答のとおり、執行部が努力し、当初予算案を可能な限り早く発表し、その上で会期日程の中で開会時期を調整していくことでよいと考える。

○石田（康）座長 これまでの議論を踏まえると、できるだけ早期の予算案の公表と早期の予算議会の開会を執行部に求めることに集約されてきていると思われるが、いかがか。

○沼沢副座長 予算の公表が早まればその分予算議会の開会が早まってしまい、会期日程が全体として前倒しになり、あまり意味がなくなってしまうのではないか。

○井口委員 予算の公表が早まれば、議会としての研究期間が増えることとなる。

○織田委員 ただ単に「早期」とするのではなく、「1週間程度」早めると具体的に決めをすることはできないか。

○松原委員 具体的に固定してしまうのではなく、「早期」とすれば柔軟に対応できるので、座長の取りまとめのとおりでよいと思う。

○石田（康）座長 それでは、当初予算案の公表時期の早期化及び予算議会開会時期の早期化については、「できるだけ早期の当初予算案の公表及びできるだけ早期に予算議会の開会に努めるよう市長側に要請する」ことを協議会として取りまとめることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、代表質問終了後から予算審査特別委員会までの日数の見直しについてであるが、前回までの協議において、これまでの1日から数日程度あけることと確認されたが、議会運営の手引きの規定の見直しが必要となるため、数日程度とするのではなく具体的な日数

を確認できればと思う。御意見をいただきたい。

○織田委員 数日程度と改正することが簡便な方法であると考えられるが、もう少し議論を重ねることが必要と考える。

○松原委員 決算審査では議案研究日が3日間となっているので、同程度の日程を確保できればよいと考える。

○浜田委員 3日間の調整期間を設ければ、現状よりも余裕ができる。

○石田（康）座長 それでは、予算議会における代表質問から予算審査特別委員会までの日数を3日間とすることでまとめたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

以上をもって、本件検討課題に関する協議はすべて終了となった。次回の協議会では、本件の報告書案を作成し提示させていただくので、これについて確認をお願いしたい。

(2) 請願・陳情の審査等の取扱いに関するあり方

【協議結果】

- ① 意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないことについては、慎重意見があったものの、手引きの見直し案のとおり、委員会付託しない陳情に追加することが確認された。なお、受理した陳情の各議員への周知方法については、次回の協議会で改めて協議することとした。
- ② 意見書の提出を願意とする請願の審査における出席理事者の範囲の見直しに関する議会運営の手引きの見直しについては、議会運営の手引きの見直し案のとおりとすることを確認した。
- ③ 「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことの議会運営の手引きへの追加については、議会運営の手引きの見直し案のとおりとすることを確認した。

【主な意見】

○石田（康）座長 まず、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないことについて協議を行う。前回の協議会では、井口委員が団で確認したいとのことであったので、初

めに井口委員から団での協議結果について発言願いたい。

○井口委員 団での協議を行ったが、改めて再考願いたいと考えている。事前に前期の意見書の提出を願意とする陳情の提出状況を事務局に確認したが、4年間で45件が受理され、うち採択されたものが14件、不採択となったものが3件、残りは審議未了廃案となった。例えば、障害者施策や医師・看護師不足解消に関する意見書の提出を求める陳情が提出され、委員会では意見が一致せず意見書の提出には至らなかったが、委員会で十分な議論を行ってきた経過がある。一概に意見書の提出を願意とする陳情を審議しないことは、市民の願いや意見をくみ取り議論すべき委員会としてのあり方にも関わってくる。

また、陳情は議長に提出されたものであり、紹介議員の署名を受ける時間がなく陳情となったものなど請願として提出できなかったものもあると考えられる。陳情も請願同様に請願権として保障されるべきと考えており、協議会の取りまとめとしては両論併記もいたし方ないが、各委員には再考いただきたいと思う。

○浜田委員 請願についてはこれまでどおりの対応でよいと考えるが、意見書の提出を願意とする陳情の中には全国の議会に対し同一内容のものを発送している方もいる。このような意見書を求める陳情をすべて審査するのではなく、内容により審査するかどうか判断してもよいのではないか。

○沼沢副座長 一様に陳情を請願と同じ取り扱いにする必要はないと考える。繰り返しになるが、陳情を受付しないということではなく、委員会に付託するかどうかの問題である。意見書案は、必要であれば各会派が提出することができる。したがって、意見書の提出を願意とする陳情は、委員会付託せずとも各議員に配布すれば各会派が対応できるので、委員会付託する必要はないと思う。

○石田（康）座長 これまで議論を重ねてきたが、各委員の意見は委員会付託をしないことに賛成する意見が多数となっている。このような状況からすると、協議会としては、委員会付託しない方向性で取りまとめることとし、井口委員の反対意見は報告書に明記することとしたいがいかがか。

○井口委員 これまでの議論を明記するようお願いしたい。

○浜田委員 仮に、議会運営の手引きにおける「陳情の取り扱いについて」の第5号のうち、「（ただし、意見書提出を願意とするものは除く。）」の部分を削除し、9番に「意見書の提出を願意とする陳情」の規定を追加しない扱いとすれば井口委員は了承できるのか確認したい。

○井口委員 そのように規定した場合は、「市の事務に関係しない事項」について誰が判断するのかということになり、これまでの議論の繰り返しになってしまう。

○浜田委員 そのために、現在の第9号に「議長が認めたもの」という規定があるのではないか。

○井口委員 その点も踏まえて、これまで検討を重ねてきており、議論を尽くしたものと考えている。

○石田（康）座長 それでは、井口委員の発言を報告書に明記することを前提として、手引きの見直し案のとおり、意見書の提出を願意とする陳情を委員会付託しないこととしてよろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。なお、委員会付託しないことに伴って、各議員への周知方法について検討する必要があるので、これについては、次回協議をお願いしたい。

次に、意見書の提出を願意とする請願・陳情の審査における出席理事者の範囲について協議を行う。前回の協議会において、部長級以下の職員とすることができることが確認されており、本日は、議会運営の手引きの見直し案を配付させていただいている。先ほど、意見書の提出を願意とする陳情は委員会付託しないことが確認されたので、残った請願の審査の際の取り扱いについて発言を願いたい。

○井口委員 議会運営の手引きの見直し案では、124番で「・・・部長級以下の職員とすることができる。」とされており、いわゆるできる規定となっているが、正副委員長が出席理事者の範囲を決定するということか。

○石塚議事課長 通常、委員会運営は正副委員長のもとで行われており、出席理事者の範囲についても正副委員長と相談の上、決定していくこととなる。

○松原委員 これまでと同様に、委員から委員長に対して委員会審査に必要な職員の出席を求めることもできると理解している。

○石田（康）座長 ほかに御意見がなければ、議会運営の手引きの見直し案のとおり、議会運営の手引きに追加することにしたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情の取り扱いについて協議

を行う。本件については、前回の協議会において、「委員会審査になじまないと委員会が判断した請願・陳情は不採択とすることができる」ことが確認されており、本日は、議会運営の手引きの見直し案を配付している。御発言があればお願いしたい。

（ なし ）

○石田（康）座長 特に御意見がなければ、議会運営の手引きの見直し案のとおり、手引きを改正することによろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

(3) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査特別委員会のあり方を検討した上で、市長の決算審査特別委員会への出席について議論することとし、次回の協議会では、決算審査特別委員会のあり方に対する各委員の意見をもとに議論することとした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の協議会では、市長の出席を求める方向性の意見が多く出されたが、自民党については団に持ち帰り協議を行いたいとのことであったので、まず松原委員から意見を伺いたい。

○松原委員 会派で協議を行ったが、結論には至っていない。意見としては、過去に決算審査を9月と12月に分けて行っていたが、議論の内容を予算に反映できるよう9月に一本化した経緯がある。また、現在は決算審査といいつつも、決算に関連した形で質疑が行われ、一般質問と同様の内容となっている。これまでの経緯の検証や、決算審査のあり方などについて協議、確認、共有した上で、市長の出席について議論すべきではないかとのことであった。こういった点について各会派の意見も伺い、再度会派に持ち帰り議論したいと考えている。

○織田委員 確かに、決特が現在の方式でよいか議論の必要がある。その上で総括質疑を導入するのか、分科会方式にするのか、あるいは日数を増やすのかといったことなど議論していきたい。ただし、決特の審査のあり方と市長の出席については切り離して検討すべ

きであり、基本的に市長は決特へ出席すべきと考える。

○石田（康）座長 議論の進め方として、決特の審査のあり方を協議した上で市長の出席について議論していくべきとの意見と、切り離して議論すべきとの意見があるがいかがか。

○浜田委員 確かに決特なので、質疑の冒頭から今後のことについて質問することは望ましいことではないと思われるが、決算の問題点等を質問によって見出した上でそれを指摘し、その改善策等、今後のことについて質問することは止むを得ないと思う。

○月本委員 質疑のあり方に関連しての話になるが、先日の予特の常設化に関する議論の中で、分科会方式などについても議論がされたが、予算編成権は行政側にあることなどから意見がまとまらなかった。しかし、決算議会は議会が行政の執行結果をチェックする機会であり、重きを置いてよいのではないかと思われる。したがって、決算議会での代表質問は、決算議案を除いた議案の範囲で行うこととし、決算議案は決特で総括的に質疑できる機会を設定し、必要に応じて市長に出席を求めることとするのもよいのではないかと考える。

○石田（康）座長 代表質問とは別に、各議員個人が総括質疑を行う機会を新設するということか。

○月本委員 会派単位とするか個人単位とするかなどの具体的な方法については、今後議論が必要と考えるが、例えば決特の最終日に市長が出席し、総括的な質疑を行う方法なども考えられる。現在は代表質問が行われた後に決特が開催され、代表質問で決算議案について市長に質問することは可能であるが、決特での議論を経た上で、最終的に市長に質問したい場合、例えば決特での議論を踏まえ、来年度予算についての質問などができない形となっている。このような点を改善できればと考える。

○井口委員 市長の出席についての議論をする前提条件として、決特のあり方などについても議論すべきという考えが全体的な方向性であるならば、協議会で議論することもよいと思う。

○松原委員 協議会では議運から申し送られた検討課題を議論することとなっているが、市長の決特への出席を議論する前に、決特のあり方自体を議論することを協議会として議運に提案することは可能か。

○石田（康）座長 問題ないと考える。

○花輪議会運営委員会副委員長 委員長に代わり発言させていただくが、市長の決特への出席を議論する中で、その前提条件として、決特のあり方について議論しなければならな

いということは理解できる。ぜひ、決特のあり方についても協議会で議論をお願いしたい。

○石田（康）座長 それでは、決特のあり方などについて議論した後に、市長の決特への出席について議論をすることにしたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 御異議ないようであるので、そのように確認させていただく。

それでは、本日の協議はこの程度とし、次回改めて各委員の意見を伺うことにしたいと思うが、いかがか。

○浜田委員 確認だが、予特の常設化の議論のときに分科会方式の導入などについて議論を行った。今後、決特についても分科会方式などの議論をすることとなるのか。

○石田（康）座長 そうしたことも含めて議論をお願いできればと考える。

○浜田委員 ちなみに、予特の常設化の議論のときに分科会方式の導入を提案したが、協議会の議論ではあまり積極的ではない意見もあったように記憶している。松原委員はどのように思われるのか、考え方をお聞かせ願いたい。

○松原委員 分科会方式については、個人的には、議論が深まりやすいと考えられるため、否定はしない。

○浜田委員 参考までに井口委員はいかがか。

○井口委員 私見では分科会方式の導入はよいと思う。予特では市政一般に対し質疑が可能なため分科会方式の導入については賛成できなかったが、決特については団会議での議論の余地があると考え。仮に分科会方式を導入するのであれば、決算議会での一般質問の実施についても協議が必要ではないかと考える。

○石田（康）座長 それでは、本日の協議はこの程度にさせていただき、次回、各委員の御意見をお願いしたい。

2 その他

松原委員から議会運営委員会正副委員長及び議会局職員の着席位置の変更について発言があり、次回協議会から座席を変更することとした。

【次回検討項目】

- 次回から、新たに「会議時間のあり方」について議論することを決定した。
-

【次回会議日程】

- 平成24年8月2日（木）の午後に案として事務局で調整することとした。

午前11時32分閉会